平成２３年（フ）第１０号
長崎県南島原市深江町丙669番地
債務者　下田　昭子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
長崎県南島原市有家町山川1053番地
債務者　林田　良子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
長崎県島原市新山３丁目8885番地　新山アパートＢ－２
債務者　安井　　浩
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
長崎県雲仙市小浜町山畑1546番地１
債務者　寿司「扇」こと　吉原　信一
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
長崎県雲仙市小浜町山畑1546番地１
債務者　吉原みのる
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第２号
山形県長井市館町南６番26号エレガンスＫ２Ａ―11、前住所山形県長井市小出3944番地の１雇用促進住宅長井南宿舎１―508
債務者　阿部真由美
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第３号
山形県米沢市大字三沢26104番地の50
債務者　高橋　俊和
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１１号
山形県東置賜郡高畠町大字安久津581番地の１
債務者　一戸　佳子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第４８４号
千葉県四街道市鹿渡798番地49コーポ見原101
債務者　大野　絵理
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第５０８号
千葉県八街市大関264番地111
債務者　日戸　貞一
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４号
千葉県印旛郡栄町安食３丁目10番地２エクセル安食Ｌ棟103号
債務者　鳥羽　輝男
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１号
千葉県山武市埴谷2418番地188
債務者　松尾久美子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第６号
愛知県津島市南門前町３丁目43番地　Ｇ号
債務者　秀栄社こと　小板橋秀男
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４８号
愛知県豊田市渋谷町１丁目５番地13　サンリバー渋谷103号、旧住所愛知県豊田市野見山町２丁目７番地
債務者　阿部　明人
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４９号
愛知県豊田市渋谷町１丁目５番地13　サンリバー渋谷103号、旧住所愛知県豊田市野見山町２丁目７番地
債務者　阿部美也子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
愛知県岡崎市大西町南ケ原14　グリーンヒルズ大西201、住民票上の住所愛知県岡崎市茅原沢町字茅生５番10号
債務者　附柴千恵子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２号
茨城県神栖市波崎7730番地２
債務者　淺田　斐子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部